

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣研究報告書

2013 年 1 月 29 日

派遣者氏名（専門分野）	北泊 謙太郎（日本史学）
-------------	--------------

下記のとおり報告します。

記

研究テーマ	日本統治期台湾における兵役制度の基礎的研究
-------	-----------------------

派遣期間

2012 年 7 月 23 日 ～ 2012 年 9 月 22 日

訪問研究機関	国	都市	訪問機関	受入研究者
	台湾（中華民国）	台北	国立台湾大学図書館特蔵組 国立中央図書館台湾分館 中央研究院台湾史研究所档案館	
	同 上	南投	国史館台湾文献館	

派遣先で実施した研究内容

派遣者は、近代日本の兵役制度およびそれに付随するシステム（軍人援護、軍隊の国民教化など）を、地方行政・教育・地域社会との相互的連関の中で理解することをテーマとした研究を行っている。今回の史料調査ではこれまで得てきた知見をふまえて、日本統治期台湾を対象に、上記のテーマに関する研究を行うことで、近代日本の兵役制度を総体として理解する上での手がかりを得ることをめざしたものである。

派遣先では、台湾総督府档案（文書）、総督府刊行の雑誌、日本統治期の新聞（『台湾日日新報』・『台湾新民報』）などの一次史料を軸に、これを補完するものとして『台湾総督府警察沿革史』をはじめとした刊本史料や、台湾総督府の報告書・著作物・パンフレットを実見・収集した。史料の収集・分析が進んでくると、研究内容も、当初の「日本統治期台湾の兵役制度」という枠組みをこえて、当該期の戸口制度・地方制度と兵役制度の相互連関性に関する研究にまで進んだ。以上により、限られた時間の中ではあったが、専論に対する新しい知見を提示する手がかりを得ることができたと評価することができるだろう。

研究の当初の目的・計画の達成状況、明らかにできた成果

(1) 研究の当初の目的

近代主権国家が「帝国」化して、他の主権国家・地域を植民地（20 世紀には保護国・委任統治・連邦国家など様々な統治形態に変質していくが）として併呑・包摂していく際に問題となるのは、「内地」において施行されている法令や制度をいかに植民地に適用するか、あるいは適用しないのかという点である。派遣者の研究分野である近代日本軍事社会史研究においても、国民の必任義務と位置づけられた徴兵制度は、日本「内地」では 1873 年に公布・施行されたのに対して、北海道（1887 年施行）、沖縄（1898 年施行）、朝鮮（1942 年閣議決定・43 年施行）、台湾（1943 年閣議決定・45 年施行）など、日本が植民地として版図を拡大していった地域では徴兵制度の施行が大幅に遅れたのである。本研究では、このうち台湾における徴兵制施行にいたる政治過程および制度を、植民地統治機構の権力構造と内地の中央政治権力、および台湾の政治運動主体の相互関係の中で明らかにすることを当初の目的とした。

上記の研究を進めていくためには、当該期の行政文書および行政関係史料の検討が不可欠である。日本で

は、近代日本の中央政府の行政文書が、国立公文書館所蔵「公文類纂」としてアジア歴史資料センターの HP で公開されているが、日本統治期台湾の行政文書の中核である「台湾総督府档案」の総合的分析なくしては当該研究の目的を達成することができない。このような計画のもとに、台湾での史料調査を進めることを構想したのである。

(2) 計画の達成状況

台湾派遣後に、現地で台湾総督府档案および台湾総督府関連史料（報告書・著作物・パンフレットなど）、またテーマに関する参考文献を収集・検討していくなかで、これまでの台湾植民地史研究の問題点が浮き彫りになっていった。すなわち、台湾総督府という外地統治機構の実態分析が十分に行われないうまま植民地史研究が進められていること、また権力構造と植民地政策の相互関連性が意識されないまま議論が進められてきたこと、などの問題点を認識するに至ったのである。このような認識をもとに、当初の目的に即した史料を収集した後は、台湾総督府の官制関係史料および台湾総督府の主要政策に関する史料（台湾統治建白書、戸口規則、国籍問題、蕃地取締規則、初等・社会教育など）の実見・収集にあたった。その結果、当初の計画をこえた新しい知見や成果を得ることができたと評価することができる。

(3) 明らかにできた成果

日本統治期台湾の兵役制度における専論では、台湾民族運動右派により台湾本島人への徴兵制適用が主張されたのが 1927 年、そしてこのような民族運動の高揚を背景に、台湾総督府が植民地への兵役法施行を構想していたのが 1933・34 年頃とされる。しかしながら、台湾総督府档案の調査の結果、台湾総督府がすでに領台当初の 1896 年段階で「台湾統治ノ大方針」という文書を掲げ、その中ですでに台湾総督府が将来的な徴兵制度の導入を構想していたことを明らかにすることができた（『明治二十九年 台湾総督府公文類纂 追三』追加永久文書、第二門・第五門・第六門・第七門・第十二門・第十五門）。また、国立中央図書館台湾分館および台湾大学図書館での『台湾日日新報』の調査の結果、すでに 1920 年頃から台湾総督府部内で徴兵制を台湾人に導入することについて具体的研究が進められていたこともわかった。

では、植民地化の当初から構想されていた台湾への徴兵制度導入が、構想から 50 年近くも実現しなかったのはなぜか。派遣者は、日本統治期台湾において戸籍制度および地方行政制度が未整備であったことにその原因が求められるのではないかと考えている。清朝統治期の台湾には国家制度としての戸籍制度は存在せず、日本統治期に移行してからは警察の戸口調査簿が戸籍に準ずるものとして運用されるものの、この戸籍調査簿は台湾人の身分公証としての性格をもたなかったため、徴兵帳簿となる「兵籍簿」の基礎的資料にはなりえなかった。また、徴兵制度の運用に際しては行政文書の発出・授受・保管という行政行為が発生するため、地方行政機構の整備が必要とされるが、台湾における地方行政制度の整備も遅れ、【州―市―街庄】制度の成立が 1920 年、さらにこれらの地方行政機関に自治を認めたのが 1935 年であった。

以上のように、台湾における徴兵制度導入が戸籍制度や地方制度の研究と密接に関わっていることは、当時の新聞史料（「社説：新附民の志願兵制度の問題」、『台湾日日新報』1938 年 1 月 20 日、1 面）によっても跡づけることができるが、具体的にいかなる論理的関連性をもっていたのかについては、今回の調査で十分に明らかにすることができなかった。この点については、後考を期したいと考えている。

派遣後の研究発表の予定

今回の研究テーマについては、台湾派遣前後から新たに取りかかり始めたものであるため、さらなる収集史料の読み込みや追加の史料調査が必要と考える。しかしながら、本派遣で得た知見をもとに、東アジア近代史学会・日本史研究会等での学会報告に向けて早急に準備を進めたい。また、研究報告をもとにした投稿論文の執筆にも取り組みたいと考えている。